

平成18年(2006年)7月6日
建設委員会資料
都市整備部公園・道路担当

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 事故の概要

事故発生日時 平成18年(2006年)1月30日午後1時15分頃

事故発生場所 東京都中野区上鷺宮二丁目1番先交差点内

事故発生状況 都市整備部道路保守整備担当職員が区道維持補修作業の現場へ向かうため、原動機付自転車で新青梅街道を東方に向かって走行していた。道路が渋滞していたため道路の左端を走行し、上記交差点を通過しようとしたところ、渋滞中の車両の車間距離が開いたため対向車線から右折してきた相手方の自家用軽貨物自動車と衝突した。この事故により、相手方の自家用軽貨物自動車の左前方のバンパー及びフェンダーが破損し、区の原動機付自転車の前輪、防風カバー、左側バックミラー等が破損した。

2 和解(示談)の要旨

相手方が被った損害122,010円、区が被った損害15,000円について、双方の過失割合(相手方8割、区2割)に従い、相手方は区に対し12,000円を、区は相手方に対し24,402円を支払う。

3 和解(示談)の成立の日

平成18年(2006年)5月25日

4 区の賠償責任

本件事故は、双方の安全確認が不十分であったことにより生じた事故であり、本件事故のような事例では、区に2割の過失があるものと認められている。このため、相手方が被った損害額の2割相当額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は車両の修理費122,010円であり、区の過失割合は2割であることから、区の損害賠償額は24,402円である。なお、損害賠償金は、保険会社から直接相手方に支払われた。

備考

事故後の対応について

所属長から関係職員に対する口頭による注意

所属長から分野内の職員に事故防止の徹底

【報告案件 2】

1 事故の概要

事故発生日時 平成18年(2006年)4月21日午後1時45分頃

事故発生場所 東京都中野区江古田一丁目39番先交差点内

事故発生状況 都市整備部道路保守整備担当職員が区道維持補修工事周知用のビラを配布するため、原動機付自転車で新青梅街道から北上し、江古田一丁目地区へ向かって走行していた。上記交差点を通過する際、一時停止の標識を見逃して、一時停止をせずに当該交差点に進入した。右から相手方の自家用自動車が当該交差点に向かって直進してきたことを確認したが、避けきれず、区の原動機付自転車の右後部と相手方の自家用自動車の右前部が衝突した。この事故により、相手方の自家用自動車の右前部のバンパーが破損し、区の原動機付自転車の右後部のサスペンション及び方向指示灯が破損した。

2 和解(示談)の要旨

相手方が被った損害182,875円、区が被った損害43,365円について、双方の過失割合(相手方2割、区8割)に従い、相手方は区に対し8,673円を、区は相手方に対し146,300円を支払う。

3 和解(示談)の成立の日

平成18年(2006年)6月8日

4 区の賠償責任

本件事故は、区の職員が一時停止の標識を見逃して、一時停止をせずに交差点に進入したことが主な原因であるが、交差点内では双方に衝突を回避すべき注意義務があるため、本件事故のような事例では、区に8割の過失があるものと認められている。このため、相手方が被った損害額の8割相当額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は車両の修理費182,875円であり、区の過失割合は8割であることから、区の損害賠償額は146,300円である。なお、損害賠償金は、保険会社から直接相手方に支払われた。

備考

事故後の対応について

所属長から関係職員に対する口頭による注意

所属長から分野内の職員に事故防止の徹底

事故の件数を0件とすることを分野の目標として設定

上記の目標を実現するために職員が取り組むべき事項を具体的に個人目標として設定することを指導